

# 第206回宮城県都市計画審議会

と き 令和5年11月22日（水） 午前10時  
と ころ 宮城県行政庁舎4階 特別会議室（Web併用）

## 次 第

1 開 会

2 報 告

第205回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2395号

4 その他

5 閉 会



令和5年度

第206回宮城県都市計画審議会議案書

令和5年11月

宮城県都市計画審議会

# 目 次

## 1 報 告

第205回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………2

## 2 議 案

議案第2395号

大崎広域都市計画区域の変更について ……………3

## 第 2 0 5 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2390 号	栗原市	特殊建築物の敷地の位置について	令和 5 年 9 月 7 日 第 R05 許可通知宮城建宅 0 0 0 0 0 3 号
宮城県	第 2391 号	南三陸町	志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和 5 年 10 月 13 日 宮城県告示第 445 号
宮城県	第 2392 号	登米市	登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	( 手 続 き 中 )
宮城県	第 2393 号	栗原市 登米市	栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	( 手 続 き 中 )
宮城県	第 2394 号	大郷町	大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	( 手 続 き 中 )

## 大崎広域都市計画区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

## 大崎広域都市計画区域の変更 (宮城県決定)

大崎広域都市計画区域を次のように変更する。

### 1 都市計画区域の名称

大崎広域都市計画区域

### 2 新たに都市計画区域を指定する土地の区域

字名一覧表のとおり

### 3 都市計画区域から除外する土地の区域

字名一覧表のとおり

### 4 変更理由

大崎市と加美町にまたがる区域において、土地改良事業が実施され、行政区域が変更となったため、これらの土地の区域に合わせて都市計画区域を指定及び除外するものである。

## 字名一覧表

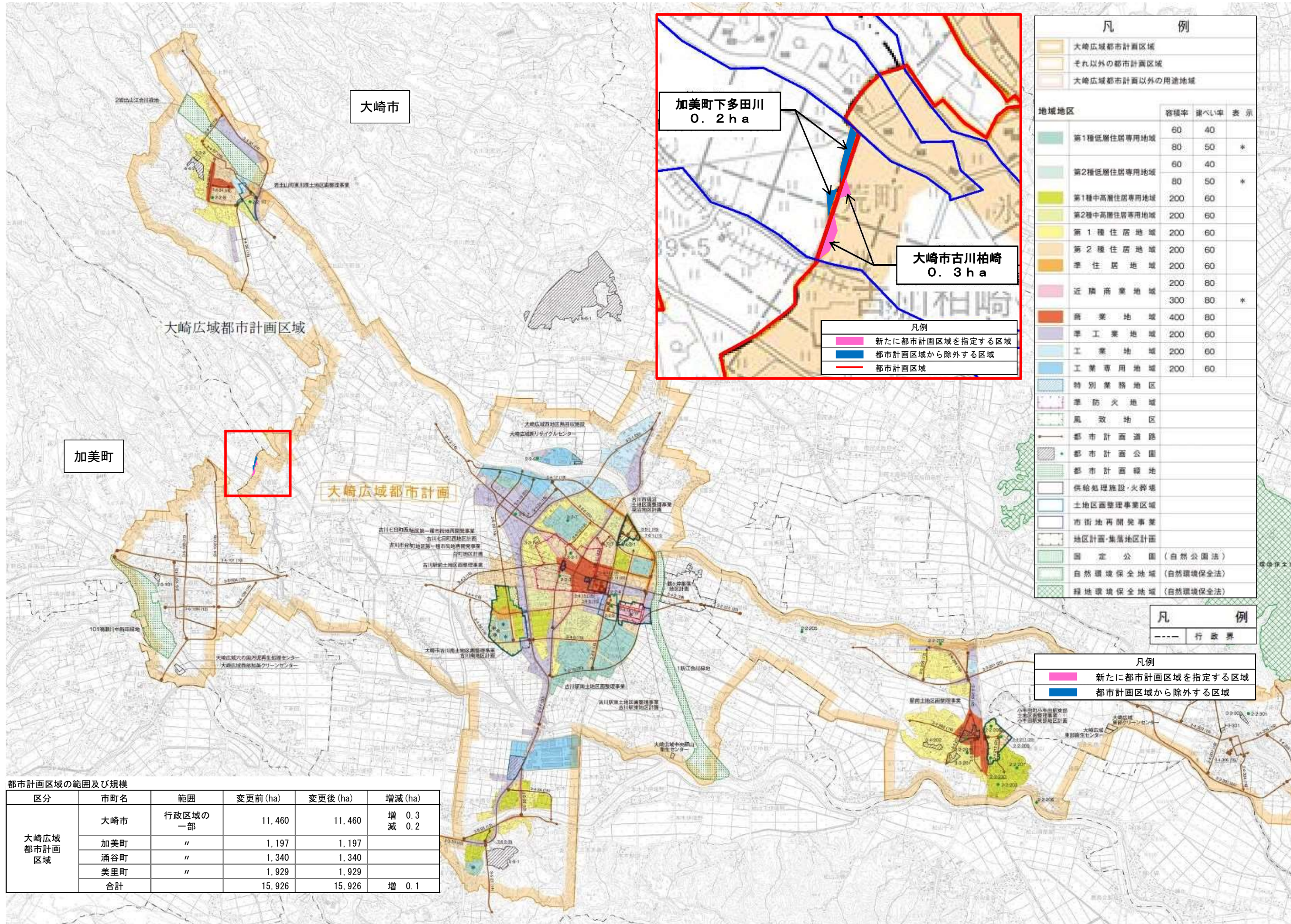
新たに都市計画区域を指定する土地の区域

市町	大字名	小字名	全部・一部の別
大崎市	古川柏崎	新出羽街道	一部

都市計画区域から除外する土地の区域

市町	大字名	小字名	全部・一部の別
加美町	下多田川	新中ノ町	一部





凡 例				
	大崎広域都市計画区域			
	それ以外の都市計画区域			
	大崎広域都市計画以外の用途地域			
地域地区	容積率	建ぺい率	表示	
	第1種低層住居専用地域	60	40	*
	第2種低層住居専用地域	80	50	*
	第1種中高層住居専用地域	200	60	
	第2種中高層住居専用地域	200	60	
	第1種住居地域	200	60	
	第2種住居地域	200	60	
	準住居地域	200	60	
	近隣商業地域	200	80	*
	商業地域	300	80	*
	準工業地域	400	80	
	工業地域	200	60	
	工業専用地域	200	60	
	特別業務地区			
	準防火地域			
	風致地区			
	都市計画道路			
	都市計画公園			
	都市計画緑地			
	供給処理施設・火葬場			
	土地区画整理事業区域			
	市街地再開発事業			
	地区計画・集落地区計画			
	固定公園(自然公園法)			
	自然環境保全地域(自然環境保全法)			
	緑地環境保全地域(自然環境保全法)			

凡例	
	新たに都市計画区域を指定する区域
	都市計画区域から除外する区域
	都市計画区域

凡 例	
	新たに都市計画区域を指定する区域
	都市計画区域から除外する区域
	行政界

都市計画区域の範囲及び規模

区分	市町名	範囲	変更前(ha)	変更後(ha)	増減(ha)
大崎広域都市計画区域	大崎市	行政区域の一部	11,460	11,460	増 0.3 減 0.2
	加美町	"	1,197	1,197	
	涌谷町	"	1,340	1,340	
	美里町	"	1,929	1,929	
	合計		15,926	15,926	増 0.1

大崎広域都市計画区域の変更(大崎市・加美町)



